

# 農地転用確認手続きについて



## 1. 事業の着手

農地転用許可証を受け取られましたら、速やかに申請内容どおりの事業に着手してください。

## 2. 事業完了後の手続き

事業完了後、「農地転用確認書交付申請書」を農業委員会事務局へ提出してください。

書類審査および現地確認後、問題がなければ確認書を交付します。

## 3. 登記地目の変更

交付された確認書を法務局へ提出し、登記地目変更の手続きを行ってください。

### 【提出書類】

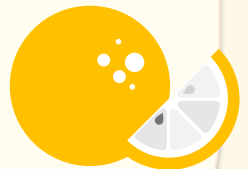
- ・農地転用確認書交付申請書
- ・現地写真

※撮影年月日・方位・範囲を記載してください。

### 【提出方法】

- ・今治市農業委員会事務局(または支所住民サービス課)へ持参
- ・今治市農業委員会事務局(または支所住民サービス課)へ郵送

※郵送での確認書受け取りを希望する場合は、提出時にお申し出ください。



転用確認を受けていない農地は、登記地目が変更されていても農地法の適用対象となります。

転用事業完了後は、必ず転用確認手続きを行ってください。

CAUTION

事情により、転用事業の実施が困難になった場合も、農業委員会事務局までご連絡ください。